

令和4年10月1日以降の休業等から初めて雇用調整助成金を申請する場合は、生産指標要件は1ヶ月10%以上低下となります。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主について、生産指標（※1）が5%以上低下していることを支給要件としてきましたが、対象期間の初日（※2）が令和4年10月1日～令和4年11月30日までの間にある事業主は、生産指標が**10%以上**低下していることが支給要件となります。

（緊急雇用安定助成金も同様）

- ※1 生産量（額）、販売量、売上高、顧客数、仕入れ量（額）など、雇用量の変動と相関関係が高い指標
- ※2 雇用調整助成金の支給申請を初めて行う判定基礎期間の初日

生産指標の比較方法

次の二つの生産指標によって比較します。

A

判定基礎期間（複数の判定基礎期間がある場合はその中でいずれか一つの）の初日が属する月の生産指標
または
その前月の生産指標
または
その前々月の生産指標

詳細は裏面1へ

B

Aで選んだ月の生産指標に対して、
前年同月の生産指標【イ】
または
前々年同月の生産指標【ロ】
または
3年前同月の生産指標【ハ】
または
前年同月から前月までのいずれかの1か月の生産指標【ニ】

詳細は裏面2へ

Aと**B**を比較し、**A**が**10%（※）以上減少**していれば要件を満たします。

（※）対象期間の初日が令和2年4月1日～令和4年9月30日の場合は5%

判定基礎期間とは

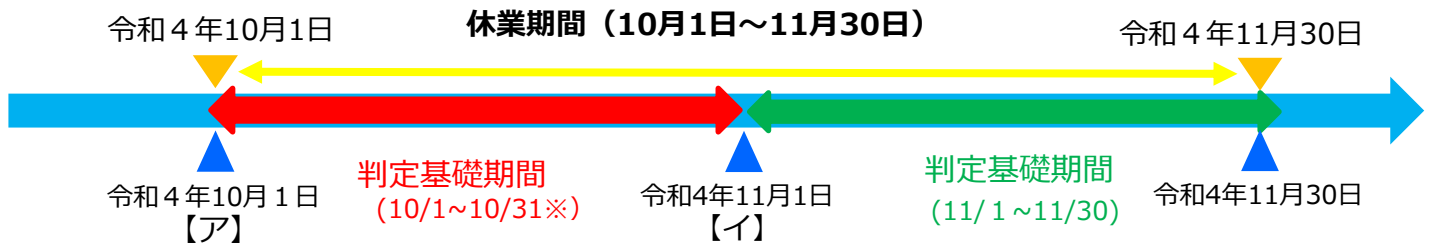
雇用調整助成金を受給する場合、休業等を実施した期間を賃金締切期間や暦月で区切った1か月ごとに申請を行います。この、**休業等を実施した期間を区切った1か月を判定基礎期間**といいます。

1 **A**の選び方（休業等の初日が10月1日以降の場合の具体例）

○休業等実施期間：10月1日～11月30日

○判定基礎期間（賃金締切期間）：毎月1日～末日（賃金締切日末日）

○2つの判定基礎期間がある場合



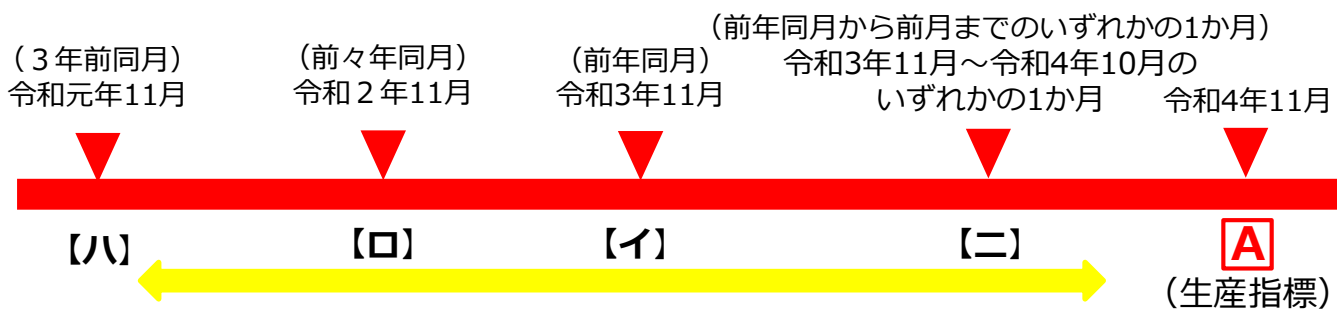
今回申請する判定基礎期間の初日ア～イの中から1つ選ぶ

アを選ぶ場合：**A**は8月～10月のいずれかの月の生産指標

イを選ぶ場合：**A**は9月～11月のいずれかの月の生産指標

【**A**は8月～11月の生産指標から選べる】

2 **B**の選び方（**A**で11月の生産指標を選んだ場合の具体例）



AとBの比較方法

Aと【イ】（前年同月）または【ロ】（前々年同月）【ハ】（3年前同月）【二】（前年同月から前月までのいずれかの1か月）の生産指標を比較
（**A**が10%以上減少していれば要件を満たします。減少していない場合は受給できません。）

ご不明な点は、最寄りの都道府県及びハローワークまでお問い合わせください。